

E(いい)くらし

発行 江戸川区消費者センター
編集協力 江戸川区消費者団体連絡会

(Eは、江戸川区 = E dogawaku の「E」と いい「E」暮らしの意味)

- P1 メールニュースで「消費者生活情報」配信中 P2 成年年齢の引き下げについて
P3 令和4年度江戸川区消費者センター事業概要 P4 消費者センターの相談窓口から

えどがわメールニュースで 「消費者生活情報」配信中

詐欺犯人や悪質業者からご家族を守る情報を配信しています
配信登録は、右記のQRコードより登録できます



えどがわメールニュースで情報提供した内容（令和3年4月～）



重要!! カスタマーセンターからのお知らせ
ですという不審メール。SNS をきっかけとした、高額な物品
の購入や実態の分からない投資話
売買契約に基づかないで送付された商品の扱いについて
火災保険でリフォームできますとの勧誘にご注意ください
インターネット閲覧中に突然「ウイルス」に感染しました
という表示が! ~ 偽のセキュリティ警告に注意してください

えどがわメールニュースでは、「消費者生活情報」のほか、災害情報・気象警報などの「防災情報」、区内で起こった犯罪や不審者情報などの「防犯情報」、認知症行方不明者情報、熱中症・停電などの「その他の情報」を配信しています。

(ご注意)

受け取る情報は選択が可能です。

このサービスの利用は無料です。ただし、登録やメールの受信などにかかる通信料は、受信者側の負担となります。

詳細は江戸川区ホームページをご参照ください。

心配な時は、すぐに消費者センターまたは
消費者ホットライン「188 (いやや)」に相談しましょう

成年年齢の引き下げについて

成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

成年年齢引き下げの意義

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを意図しています。
「若者の未来の可能性を広げる」という願いやエールが込められています。

変わること

親の同意を得ずに、様々な契約が一人で結べるようになります。

- ・アパートを借りる
- ・クレジットカードを作る
- ・携帯電話を買う など

変わらないこと

飲酒・喫煙・競馬等の投票券の購入の年齢制限は 20 歳のままです。

注意しておきたいこと

一人で契約を結べるようになる反面、結んだ契約を守る責任が生じます。消費者トラブルにはくれぐれもご注意ください。契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットライン(188)までご相談ください。



江戸川区消費生活展「暮らしフェスタ 2022」

「手をつなごう消費者の輪」をテーマに消費者団体が活動成果の発表の場として開催いたします。

日時 令和 4 年 10 月開催(予定)

会場 グリーンパレス (松島 1-38-1)



令和4年度江戸川区消費者センター事業概要

相談事業（消費者トラブル迷わず相談）

消費者相談（月曜～金曜日 午前9時～午後4時）

専門の相談員が、消費者と事業者との間のトラブルを解決するお手伝いをします。 電話 03-5662-7637



オンラインによる相談（予約制）

令和4年2月1日よりオンラインによる消費者相談を開始いたしました。

オンライン相談日時

毎週水曜日(祝日を除く)の9時～9時30分までの30分間

東京都共同電子申請・届出サービス申請入力画面よりご予約ください。



啓発事業（知りたい・学びたい）

情報紙の発行 電話 03-5662-7635

・みまもり・ねっと...くすのきクラブ会員や熟年者の方を対象とした情報紙です。(年6回発行)

・Eくらし... 一般区民を対象とした情報紙です。(年4回発行)

消費者教室

衣食住など身近なテーマで暮らしの質を高める講座を開催します。

講師派遣

区民10人以上が集まる勉強会などに講師を無料で派遣します。

被害防止DVDの貸出

悪質商法対処法、食と生活、カード犯罪など72作品を無料で貸し出しています。



消費者センターの各種事業は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の下で行いますが、実施内容は変更される場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

携帯電話は自分に合った機種を選びましょう

【事例】

使用しているガラケーの電池パックを交換しに携帯電話ショップに行った。機種変更するつもりはなかったが、店員に「今より毎月の携帯電話料金が3千円安くなる」と言われ、スマホの購入契約をした。さらに、タブレットも新機種への変更を勧められ契約をした。しかし、スマホは電話に出る方法が分からず、新しいタブレットも機種が違うため、電源の入れ方が分からず使っていない。返品したいと店舗に申し出たができないと言われた。



【アドバイス】

携帯電話を契約する際は、普段の自分の使い方に合った機種であるかをよく確認し、できるだけ周りの人に相談しましょう。また、操作方法に不安な点があるときは、店員に確認し、理解してから契約しましょう。事前にスマホ教室などを利用して、操作方法を確認しておくのもよいでしょう。

店舗に出向いたときにタブレット端末や光回線などを勧められるケースもあります。契約する前に、契約内容や料金を確認し、不要な契約は断りましょう。

契約後8日以内等、条件を満たしていれば初期契約解除制度や確認措置などにより契約の解除ができる場合もあります。すぐに消費者センターにご相談ください。

[参考 国民生活センター 見守り新鮮情報より]



江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637(直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時

土曜・日曜日・祝日でお急ぎの方は、全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください

